

中山間地域づくりに関する指針の策定について

平成 20 年 4 月 22 日

1 中山間地域とは

中山間地域は、一般的には「平野の周辺部から山間部に至るまとまった平坦な耕作が少ない地域（平成元年度農業白書）」とされています。

平成 18 年 3 月に策定された山口県中山間地域振興ビジョンでは、中山間地域を「地域振興 5 法の適用地域」及び、昭和 25 年 2 月時点の旧市町村の区域で捉えた農林水産省の農業地域類型区分による山間農業地域、中間農業地域と定めています。

2 指針策定の趣旨・目的

【中山間地域の多面的機能】

中山間地域は、地域住民の生活の場としてのみならず、多くの地域で失われつつある故郷の原風景を今に残すとともに、「食の供給地」として、海や大地の恵を享受してきた日本国民である私たちの命の源となっています。

中山間地域を中心として広がる森林や農地などの「水源の涵養機能」、「生物の多様性」などは、自然環境と共生し、真に豊かさが実感できる「人が生きていくための理想的な生存空間」、すなわち、「人と自然がきらめく 生活創造都市」の実現を目指す本市にとって、とりわけ重要な役割を担っています。

【共創と協働による地域づくりの原点】

近年の都市化や核家族化、さらには、個人主義の台頭などを背景として、地域の連帯意識が希薄化し、本来、地域社会が持っていた支えあいや助け合いといった相互扶助の意識が失われつつある中、日々の営みとともに、地域共同体として生産活動や里山の保全活動などを通じて農村集落において培われてきた住民自治は、「共創と協働で育む まちづくり」の原点であり、今後のまちづくりの成否を決める大きな鍵であるとも言われています。

【中山間地域の課題】

中山間地域は、交通の利便性や地勢的な背景により、人口の著しい減少に加えて、急速に高齢化が進行しており、今や中山間地域の有する公益的機能の保全はもとより、一部の地域では、地域社会の維持・存続さえも危ぶまれる限界集落が出現しつつあります。

分散型の都市構造を呈する本市は、山・川・海などの多様な自然環境、さらには、個々の地域が育んできた歴史や伝統、文化など、魅力溢れる地域の集合体であることから、市域の半数以上を占める中山間地域の衰退は、市全体の活力の低下に繋がる懸念されています。

このため、かけがえのない自然環境や田園風景や里地・里山が織り成す豊かな景観、さらには、地域に息づく伝統・文化など、人々の営みとともに中山間地域に残されている貴重な財産を守り育てていくことは、都市部に暮らす人々にとっても重要な意義を持つ

つことを再認識し、今こそ、市民一人ひとりが自らの課題として捉え、全市を挙げて取り組んでいくことが求められています。

【ビジョン策定の目的】

こうしたことを踏まえて、中山間地域におけるコミュニティを再構築するとともに、新しい時代における主体的な地域自治への参画と都市部を含めた他地域との連携を主眼として、効果的な中山間地域の振興を図るための基本的な方向性を示すことを目的に、本ビジョンを策定します。

3 光市における中山間地域

本市では、地域コミュニティの核となる公民館単位でさらに詳細な地域設定を行い、中山間地域を次のとおりとします。

(1)山口県中山間地域振興ビジョンに位置付けられた中山間地域

離島振興法の規定により離島振興対策実施地域

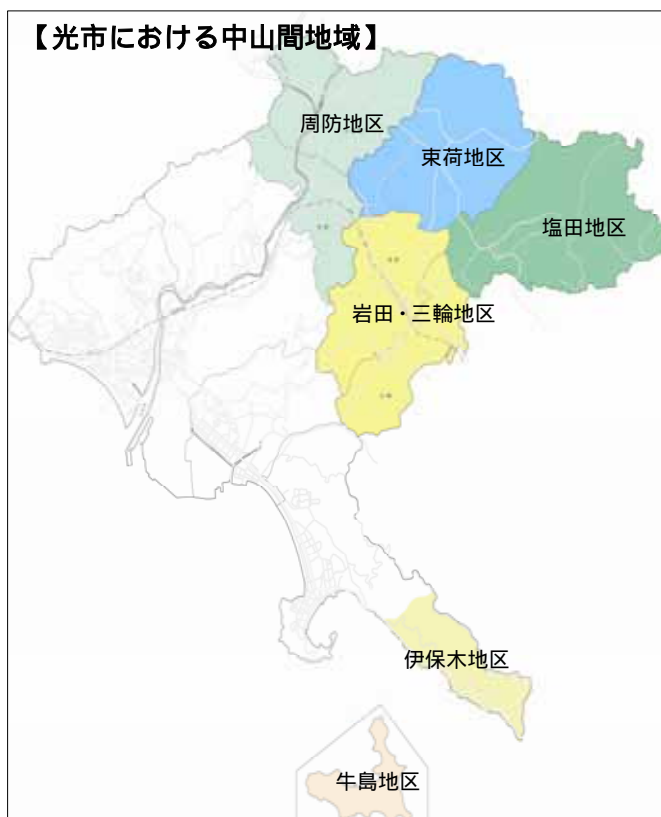
「牛島地区」

農林水産省の農業地域類型区分による中山間農業地域

「岩田・三輪地区」、「束荷地区」、「塩田地区」及び「周防地区」

(2)人口減少率及び高齢化率等の状況から中山間地域と同等の状況と考えられる地域

「伊保木地区」



4 指針の位置付け・性格

総合計画におけるまちづくりの基本理念である「共創と協働で育む まちづくり」及び、国土形成計画等における「新たな公」の考え方を主軸とした「中山間地域振興の横糸」となる指針として、「光市総合計画」を上位計画とし、「山口県中山間地域づくりビジョン」を踏まえて策定します。

5 指針の目標年次

本指針の目標年次は、本市におけるまちづくりの指針である「光市総合計画」の目標年次の平成28年度(2016年度)とします。

6 中山間地域の概況

(1)人口・高齢化等の状況

本市における中山間地域の割合は、面積が52.9%と市域のほぼ半数を占めている一方で、人口では18.8%(平成20年3月末)となっており、人口密度は、1km²あたり211.6人で中山間地域以外の約1/5となっています。

また、高齢化の状況は30.6%と中山間地域以外より6%高くなっており、ほぼ3人に1人が65歳以上と高齢化が大きく進行するとともに、過去5年間の人口増減率は5.32%で中山間地域以外の1.03%に比べて人口減少が著しい状況となっています。

地区別の状況は、岩田駅周辺の岩田・三輪地区が人口密度、高齢化率ともに市全体の数値とほぼ同等となっていますが、牛島、伊保木地区をはじめ、束荷、塩田地区については、中山間地域特有の高齢化・人口減少が顕著となっています。

人口・高齢化等の状況

(平成20年3月末現在)

区分	人口	世帯数	高齢者		面積 (ha)	人口密度 (人/km ²)	人口減少率 H20 : H15
			数	率			
中山間地域	10,294	4,096	3,150	30.6%	4,864.8	211.6	5.32%
岩田・三輪	5,898	2,264	1,565	26.5%	1,130.2	521.9	4.16%
束荷	886	328	306	34.5%	964.2	91.9	7.32%
塩田	1,097	477	430	39.2%	1,114.6	98.4	5.35%
周防	2,033	834	635	31.2%	1,052.0	193.3	5.62%
牛島	90	60	66	73.3%	196.0	45.9	20.35%
伊保木	290	133	148	51.0%	407.8	71.1	13.69%
中山間以外	44,436	18,256	10,921	24.6%	4,329.2	1,026.4	1.03%
市全体	54,730	22,352	14,071	25.7%	9,194.0	595.3	1.86%
中山間地域比率	18.8%	18.3%	22.4%		52.9%		

(2)自然環境・農林水産業の状況

林野面積については、3,257.1haと市全域の60.1%を中山間地域が占めるとともに、中山間地域の67.0%を林野が占めています。

また、経営耕地面積は、371.9haと市全域の73.7%が中山間地域となっているとともに、経営耕地率は、7.6%と中山間地域以外の約2.5倍となるなど、食糧供給の場として重要な役割を果たしています。

このように、中山間地域には、林野や田畑が多く存在し、洪水の防止や水源かん養等

の国土保全機能に加えて、大気の浄化機能等の多様な機能を有するとともに、生物の生存の場として極めて重要な役割を担っています。

林野面積・経営耕地面積の状況（2005年農林業センサス）

区分	林野面積		経営耕地面積	
	面積	率	面積 (ha)	率
中山間地域	3,257.1	67.0%	371.9	7.6%
岩田・三輪	606.3	53.6%	87.5	7.7%
束荷	686.1	71.2%	77.4	8.0%
塩田	809.2	72.6%	89.9	8.1%
周防	690.4	65.6%	112.4	10.7%
牛島	168.9	86.2%	0.0	0.0%
伊保木	296.2	72.6%	4.7	1.2%
中山間以外	2,160.0	49.9%	132.5	3.1%
市全体	5,417.1	58.9%	504.4	5.5%
中山間地域比率	60.1%		73.7%	

(3)集落の状況

地域コミュニティの基本単位である集落については、道路・用水路等の共同作業や祭り、冠婚葬祭など、特に、農山漁村においては、日常生活を営む上で極めて重要な役割を担ってきました。

しかしながら、中山間地域における集落の67.4%が準限界集落以上の集落となっており、地域共同体としての集落機能の維持が困難となりつつあります。

特に、牛島地区、伊保木地区の100%をはじめ、束荷地区、塩田地区の8割以上の集落が準限界集落以上の集落となっており、極めて厳しい状況となっています。

限界集落等の状況（平成19年3月末現在）

区分	集落数	限界集落				準限界集落				準限界集落以上の集落			
		数	率	人数	率	数	率	人数	率	数	率	人数	率
中山間地域	89	5	5.6%	277	2.7%	55	61.8%	5,252	50.4%	60	67.4%	5,529	53.1%
岩田・三輪	44	1	2.3%	24	0.4%	24	54.5%	2,681	44.9%	25	56.8%	2,705	45.3%
束荷	8	0	0.0%	0	0.0%	7	87.5%	768	85.8%	7	87.5%	768	85.8%
塩田	17	1	5.9%	52	4.8%	13	76.5%	703	64.3%	14	82.4%	755	69.0%
周防	15	0	0.0%	0	0.0%	9	60.0%	906	43.8%	9	60.0%	906	43.8%
牛島	1	1	100.0%	93	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	93	100.0%
伊保木	4	2	50.0%	108	35.8%	2	50.0%	194	64.2%	4	100.0%	302	100.0%
中山間以外	131	3	2.3%	97	0.2%	52	39.7%	11,620	26.1%	55	42.0%	11,717	26.3%
市全体	220	8	3.6%	374	0.7%	107	48.6%	16,872	30.7%	115	52.3%	17,246	31.4%

【限界集落】過疎化などで人口の50%以上が65歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落を指す。

大野晃氏（長野大学教授）が、1991年（平成3年）に提唱した概念で、集落の自治、生活道路の管理、冠婚葬祭など、共同体としての機能が急速に衰えてしまい、やがて消滅に向かうとされている。

共同体としての「限界」とされており、「限界集落」には、就学児童より下の世代が存在せず、独居老人やその予備軍のみが残っている集落が多い状況となっている。

名称	定義	内容
存続集落	55歳未満人口比50%以上	跡継ぎが確保されており、共同体の機能を次世代に受け継いで行ける状態
準限界集落	55歳以上人口比50%以上	現在は共同体の機能を維持しているが、跡継ぎの確保が難しくなっており、限界集落の予備軍となっている状態
限界集落	65歳以上人口比50%以上	高齢化が進み、共同体の機能維持が限界に達している状態
消滅集落	人口0	かつて住民が存在したが、完全に無住の地となり、文字通り集落が消滅した状態